

南砺市訪問看護ステーション 利用者虐待防止のための指針

1 虐待防止の基本方針

利用者の尊厳の保持や人格尊重のため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

南砺市訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）その他の関連法規等に基づき、利用者への虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力行為等を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、利用者に心理的外傷を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、又はさせること。

(5) 経済的虐待

利用者及び契約者の同意なしに財産や金銭を使用し、又は利用者及び契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待・不適切ケアの未然防止の取り組み

事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むにあたって、以下の取り組みを実施することとする。

- (1) 虐待の原因分析と再発防止に関する取り組み
- (2) サービス内容の点検と虐待に繋がりにくい不適切ケアの改善
- (3) 事業所の職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- (4) 指針及び虐待防止の為に各種マニュアル、チェックリストの定期的な見直し及び周知
- (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (6) 業務委員会内に虐待および身体拘束防止部門（以下「委員会」という。）を設置する。（年 4 回の定期開催に加え、虐待が発覚または疑わしい事例が生じた場合には早期解決に向けた臨時委員会を開催）
- (7) 虐待防止担当者の選定（管理者は、委員の中から、虐待防止担当者を任命する）

4 虐待に対する職員の責務

- ① 居宅における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② サービス中において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止担当者および管理者に報告しなければならない。
- ③ セルフネグレクトや 65 歳未満の利用者への虐待が疑われる場合も、利用者虐待防止法に準ずる対応を行わなければならない。

5 虐待発生時の対応

(1) 虐待の発見及び通報

- ① 利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合、又は利用者に対する虐待が疑われる場合は、職員は虐待防止担当者および管理者に速やかに報告する。
- ② 管理者は、前号の報告を受けた場合、速やかに市に報告するとともに、早期解決に向け必要な措置を講ずる（市からの情報収集にも協力する。）。
- ③ 虐待防止担当者は、管理者の指示のもと委員会を開催し、その責務を担う。

6 虐待防止担当者と委員会の責務

(1) 虐待防止担当者の責務

- ① 虐待内容の検証及び原因の解決策の検討
- ② 虐待防止のため当事者（職員）との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の担当者
- ④ 利用者からの虐待通報受付
- ⑤ 職員からの虐待通報受付
- ⑥ 虐待内容と契約者の意向の確認と記録
- ⑦ 虐待内容の管理者への報告
- ⑧ 管理者の指揮監督を受け、随時関連機関との連携
- ⑨ 事象及び対応記録の作成（記録は虐待終結後 5 年間保）

(2) 委員会の責務

- ① 虐待防止担当者の指揮のもと、利用者虐待・不適切ケアの未然防止の取り組みを行う
- ② 虐待防止担当者の指揮のもと、虐待の発生時にその対策と予防を検討し、職員に周知する。
- ③ 虐待防止担当者は必要と認めた際、事業所を管轄する南砺市地域包括医療ケア部医療課に、委員会の出席を求め指示を仰ぐとともに、当該委員会において取り扱った事案に関するその後の報告等を行う。

7 その他

虐待の事実誤認により相談・通報したとしても、秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。